

議案第 67 号

調布市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 6 月 6 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

入間町周辺地区地区計画の都市計画変更に伴う建築物の制限内容変更並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴う建築物の制限内容変更及び所要の改正を行うため、提案するものであります。

## 調布市条例第 号

調布市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

調布市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成9年調布市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「平成19年調布市告示第137号」，「平成23年調布市告示第138号」，「平成16年調布市告示第417号」，「平成20年調布市告示第423号」，「平成22年調布市告示第227号」及び「平成22年調布市告示第228号」を「平成28年調布市告示第236号」に，「平成26年調布市告示第277号」を「平成28年調布市告示第186号」に，「平成26年調布市告示第529号」を「平成28年調布市告示第236号」に改める。

別表第2 1 仙川駅周辺地区整備計画区域の表イの欄中「第5号から第8号まで」及び「各号」を「第2号から第5号まで」に改め，「から第11項まで」を削り，同表 2 調布駅周辺地区整備計画区域の表イの欄中「に規定する風俗営業（同項第7号及び第8号に掲げる営業を除く。）」を「第1号から第3号までに掲げる風俗営業」に，「に規定する風俗営業（同項第8号に掲げる営業を除く。）」を「第1号から第4号までに掲げる風俗営業」に改め，同表 2 調布駅周辺地区整備計画区域の表商業・業務B地区の項イの欄中「第6項第3号に該当するヌードスタジオ，のぞき劇場等」を「第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業の用に供する建築物」に改め，「3 風営法第2条第6項第4号に該当する宿泊施設，レンタルルーム等」を削り，「4 法別表」を「3 法別表」に改め，同表 4 国領駅周辺地区整備計画区域の表駅北

商業・住宅複合地区の項イの欄中「風営法第2条第1項第1号又は第6項各号のいずれかに該当する」を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「改正前の風営法」という。）第2条第1項第1号に掲げる風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する」に改め、同表 4 国領駅周辺地区整備計画区域の表駅南商業・住宅複合地区の項イの欄中「風営法第2条第1項第1号又は第6項各号のいずれかに該当する」を「改正前の風営法第2条第1項第1号に掲げる風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する」に改め、同表 6 布田地区整備計画区域の表イの欄中「第5号から第8号」を「第2号から第5号」に改め、同表 7 西調布駅周辺地区整備計画区域の表イの欄及び同表 8 飛田給駅周辺地区整備計画区域の表イの欄中「第7号及び第8号」を「第4号及び第5号」に改め、同表 11 入間町周辺地区整備計画区域の表緑地保全地区の項の次に次のように加える。

|             |  |        |   |             |  |  |   |   |   |
|-------------|--|--------|---|-------------|--|--|---|---|---|
| 文教・福祉関連施設地区 | 建築してはならない建築物<br>1 一戸建ての住宅<br>2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの<br>3 長屋<br>4 下宿<br>5 共同住宅<br>（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条に規定するサービス付き高齢者向け住宅その他高齢者の居住の安定に資する住宅で市長が特に認めるものを除く。）<br>6 公衆浴場<br>7 神社、寺院、教会その他これらに類する | 10分の15 | — | 5,000平方メートル | 建築物の外壁又はこれに代わる柱等の位置<br>1 入間町周辺地区地区計画計画図2（以下「入間町計画図2」という。）に表示する4号壁面及び5号壁面は、道路境界線から5メートル以上<br>2 入間町計画図2に表示する6号壁面は、隣地境界線から5メートル以上<br>3 入間町計画図2に表示する7号壁面は、隣地境界線から8メー | 建築物の各部分の高さ（地盤面からの高さによる。）は20メートル以下とし、かつ、東京湾平均海面からの高さは65.5メートル以下とする。 | — | — | — |
|-------------|--|--------|---|-------------|--|--|---|---|---|

|  |   |  |  |  |     |  |  |  |  |
|--|---|--|--|--|-----|--|--|--|--|
|  | もの<br>8 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50平方メートル以下のものに限る。） |  |  |  | ル以上 |  |  |  |  |
|--|---|--|--|--|-----|--|--|--|--|

別表第2 1 1 入間町周辺地区整備計画区域の表緑住調和地区の項カの欄中「周辺地区地区計画計画図2（以下「入間町計画図2」という。）」を「計画図2」に改め、同表 1 2 国領町8丁目周辺地区整備計画区域の表イの欄中「第7号又は第6項各号のいずれかに該当する」を「第4号に掲げる」に改める。

附 則

この条例は、平成28年6月23日から施行する。ただし、別表第1中「平成26年調布市告示第277号」を「平成28年調布市告示第186号」に改める改正規定及び別表第2 1 1 入間町周辺地区整備計画区域の表の改正規定は、公布の日から施行する。